

東吾妻町議会事務局 御中



東吾妻町議会基本条例（案）に関する意見

以前から栗山町の議会基本条例には関心を持っていましたので、とうとう我が町にも導入されると、興味深く読み進んでみましたが、なにかしつくりきません。そこで、栗山町議会基本条例とじっくり比較してみました。

以下、東吾妻町議会基本条例(案)にアンダーラインを引いて、色字でコメントや栗山町の議会基本条例文を書き込んであります。

但し、栗山町は平成22年度にも、赤字再建団体へ転落する可能性が高い町であることを認識した上で読み取ることも必要だと思っています。

東吾妻町議会基本条例 (案)

前文

町民に選挙で選ばれた議員で構成された東吾妻町議会（以下「議会」という。）は、議決機関として、町民福祉の向上及び民主的で平和な社会の実現のために、町民参加のもと、政策決定及び事務執行について監視、評価を行う
(町民参加の文言はこれだけですね) 栗山町では監視型議会からの脱皮を目指していますが、アラ探しはまだ続くのでしょうか？

とともに政策立案と政策提言を行う必要がある。

住民自治が強く求められる時代の中で、議会の果たす役割は、今後一層重要となる。よって、議会及び議員の使命と責任を強く自覚したうえで、機能的な活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのため限りない選挙で選ばれただけであり、負託はされていないと思います。

努力を続けるために、ここにこの条例を定める。

- 栗山町の前文には、町民参加が謳われ、以降の条文にも随所に町民参加が見られる。
- 【議会の使命】が盛り込まれてませんが？

栗山町では第1章に崇高な目的が掲げられているが、この条例案には【目的】が無い。何故ですか？

第1章 活動の原則

(議会活動)

第1条 この条例は議会の最高規範とする。2 議会は、この条例に反する条例の制定及び解釈は行わない。

3 議会は、町民の意思が反映できるための議論の場であるという認識を踏まえ、常に町民にとって有益な施策を積極的に提案するように取り組む。

4 議会は、議会が議決して策定された構想及び計画などについて、適正な進行管理の確認を行う。

(議員活動)

第2条 議員は、討議に積極的に参加し、相互間の自由な討議の推進を重んじる。

2 議員は、町民全体の利益及び福祉の向上を目指して活動する。

利益とはナニ？ 活動しなければならない。

3 議員は、その地位に基づく影響力を不正及び不適正に行使してはならない。

4 議員は、政策、計画等を策定するための審議会や協議会等のメンバーに加わらないように努める。・・・当然削除を求めます。

第2章 公開の原則 ・・・その前に情報公開条例の制定はしないのですか？

(町民参加及び町民との連携) としたら どうでしょう？

町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第 1 条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、前 6 項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年 1 回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第3 条議会の会議は、原則としてすべての会議を公開する。

2 常任委員会、特別委員会及び議員全員協議会の会議は、前項の会議に含まれる。・・・議会運営委員会は含まれないのですか？

3 会議における傍聴人数は、会議場等の制限を考慮し、別に定め、傍聴者は先着順とする。・・・先着順は不公平なケースが生まれると思う。

4 議会は、傍聴者に対し、議案書を提示する。

5 会議は、休日開催を可能とする。

6 会議録は、当該会議終了後速やかに調整し、これを閲覧に供する。ただし、コピーは不可ですか？

本会議の議事録は、東吾妻町のホームページに掲載する。

・・・議会の傍聴・会議録の閲覧が「住民参加」ということなのですか？

7 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、積極的に提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。この場合において、採択された案件については、責任をもって実現に努める。・・・越権行為にならないか？

8 議会は、議会報告会を開催し、町民との相互理解を図る。・・・全議員参加のもと最低年 1 回

9 議会は、重要な案件・・・全ての案件にすべきでは？に対する各議員の判断結果を議会広報等で公表し、議員の活動について町民の評価が的確にできるよう、情報提供に努める。

第3章町部局と議会の連携

(町長及び町職員と議会の連携)

第4 条本会議をはじめ公式な会議（以下「本会議等」という。）における質疑

応答は、町長及び答弁をする職員（以下「町長等」という。）と議員間の論点を明確にするため一問一答方式で行うものとする。

2 本会議等に説明者として出席した町長等は、議員の質問に対して許可を得て反問することができる。

3 本会議等において、議員はもとより町長等は適正な発言に努める。

(町長の説明責任)

第5 条町長は、議会に政策、計画及び事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

(1) 政策が必要な根拠 栗山町では説明するよう努めなければならない。

(2) 総合計画における位置づけ

(3) 関係ある法令及び条例

(4) 実施に必要な財源措置及び積算の根拠資料・・・栗山町では積算根拠の提示なし

(5) 将来負担の経費計算書

(6) 他自治体との類似政策など比較検討結果

(7) その他必要に応じて議会が求める資料・・・キリがないのでは？町長が議会のいいなりになるのですか？

2 町長は、議会に対し必要な情報を適正な時期に提供することに努める。

第6 条町長は、議会に対し予算書案及び決算書を提出する際には、施策又は事業別の説明資料を提出する。・・・作成するよう努める。

(議決事項の追加)

第7 条議会は、この条例において総合計画におけるまちづくりの基本構想に基づく基本計画を議決事項に追加し、充分な討議に基づく町民の意思を反映させた政策執行の一を？確保するものとする。・・・政策執行は町長権限では？

2 議会は、町長その他の執行機関がまちづくりの基本構想に基づく重要な計画立案を行う場合、その策定段階から、議会と十分な情報と意見交換を行うよう求め、町長その他の執行機関は、その求めに積極的に応じるよう努める。

・・・第5条との関りは？

第4章自由討議の推進

第8 条議会は、本会議等における町長等の出席要請を最小限にすることに努め、議員相互間の討議を中心に運営するよう務める。

2 議会は、本会議等において審議し結論を出す場合に、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。・・・少数意見の留保はあるのですか？

3 議員は、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提案するように努める。

第5章議会の適切な運営及び体制強化

(議会運営体制の整備)

第9 条議会は、行政課題に迅速かつ適切に対応するために、常任委員会及び特別委員会の機能強化と機動力向上を図ることに努める。

2 議会は、町政全般にわたって、議員と町民が自由に情報や意見交換ができる場を設定するように努める。

第10 条議会は、情報機器の導入をはじめ、議員や町民のための情報、図書等を集積し、積極的に活用するための条件整備に努める。

(議会事務局の機能充実)

第11 条議会は、議員が積極的に政策、条例、意見書等の提案ができるようになるために、調査や法務的内容について町部局との連携のもと、議会事務局の機能充実を図るよう努める。

(議員の研修機会の充実)

第12 条議会は、この条例の趣旨を踏まえ議員の資質向上のために研修機会の充実を図る。

2 議会は、研修に必要な予算の確保をして、必要に応じて専門の知識を持つ学識経験者や町民を招いて研究の機会を設けることに努める。

(広報活動の充実)

第13 条議会は、議会の視点から町民に対し必要な情報を的確に伝えるよう努める。

2 議会は、発達する情報伝達手段を積極的に活用し、議会活動の様子をより多くの町民に的確に伝えるように努める。

第6章議員定数、報酬等

(議員定数)

第14 条議員の定数は、別に定める。

2 議員定数は、町政の現状と課題及び将来予測を十分に考慮し、必要に応じ参考人制度や公聴人制度を利用して定める。

3 議員定数の改正案は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第1項の規定による直接請求があった場合を除き、明確な理由を付して議員が提案するように努める。

(議員報酬)

第15 条議員報酬の額は、別に定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、必要に応じ東吾妻町特別職報酬等審議会の意見を聴くようにする。・・・意見を聞くのもおかしいが、3項と矛盾している。

3 議員報酬の改正案は、法第74条第1項の規定による直接請求があった場合を除き、明確な理由を付して議員が提案するように努める。・・・ように務めるは削除

(条例の見直し等)

第16 条議会は、この条例が目的に沿った運用がなされているか、議会運営委員会において定期的に検証する。

2 議会は、前項による検証の結果、この条例を是正する必要が生じた場合は、速やかに改正の措置を講じる。

(議員の政治倫理) 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議会及び議員の責務) 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

・・・も 別に明記したほうが我々町民に解りやすいと思う。

附則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

総評：第1章から第6章の各指摘事項から、この条例案は議会の最高規範にするのは不適当であり、町民のためという建前のもと、むしろ見えざる手による利益誘導のための条例案と取られかねない内容だと思います。

議会・議員側が行政側よりも優位に立ちたい意図がはっきり見て取れます。

条例案全文は以下のように読み替えることも出来ると思います。

「東吾妻町議会は、議決機関として、見えざる手の利益実現のために、町民参加のもと、政策決定及び事務執行について監視、評価を行うとともに政策立案と政策提言を行う必要がある。住民自治が強く求められているという大義名分のもとで、見えざる手の利益のために、議会の果たす役割は、今後一層重要となる。よって、議会及び議員の使命と責任を強く自覚した上で、機能的な活動を実践し見えざる手の負託にこたえ、そのため限りない努力を続けるために、ここにこの条例を定める。」

以上